

第2章 愛媛県環境影響評価条例の概要

2-1 背景

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施に際し、事業者自らあらかじめ地域の環境について、調査、予測及び評価を行い、環境の保全の観点から適正な配慮を行うことにより、その事業について環境保全上より望ましいものとしていく仕組みである。この制度は、環境悪化を未然に防止するとともに、開発と保全との調和を図り持続可能な社会を構築していくための有効な制度である。

国においては、昭和47年6月に「各種公共事業に係る環境保全対策について」の閣議了解を行い、本格的な環境影響評価に関する取組が始まり、昭和59年には閣議決定により定められた環境影響評価実施要綱（いわゆる「閣議アセス」）に基づき、国が行う事業や国の免許等を受けて行われる事業であって、規模が大きく環境への影響を及ぼすおそれのあるものについて環境影響評価が実施してきた。その後、平成5年に制定された環境基本法（平成5年法律第91号）において環境影響評価の推進が位置付けられたことなどを契機に法制化が検討され、平成9年6月13日に環境影響評価法（平成9年法律第81号）が公布され、平成11年6月12日から全面施行された。また、港湾法（昭和25年法律第218号）、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）においては、港湾計画の策定や公有水面埋立免許等に際し、環境に与える影響について事前に評価することとされている。

愛媛県においては、大規模開発行為に関する指導要綱により平成3年8月からゴルフ場及びレジャー施設の設置に対し環境影響評価を実施することとされてきたが、環境影響評価法の制定に伴い、同法の対象外とされた事業について、県独自の環境影響評価制度を確立するため、愛媛県環境審議会で検討を進め、その検討結果を踏まえ、平成11年3月19日に愛媛県環境影響評価条例を公布し、環境影響評価法の施行期日に合わせて同年6月12日から施行した。

2-2 愛媛県環境影響評価条例の概要

愛媛県環境影響評価条例の制定により、従来の大規模開発行為に関する指導要綱による行政指導から、環境影響評価が条例による制度として確立された。

環境影響評価法では、国の立場からみて規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業でしかも国が直接実施し又は許認可等を行うものを対象事業としているが、これ以外にも県の立場からみて規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業や、国がその実施や許認可等に関与しないが環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業が認められることから、本県の地域特性を踏まえ、幅広く環境影響評価を行う制度を制定し、環境保全に万全を期するものである。

また、環境影響評価手続の早期の段階から情報公開と住民参加の拡充を図ることにより、事業者や住民の環境保全に対する意識の向上が図られるとともに、事業計画等に住民や行政の意見が反映されることによって住民と事業者との間の相互理解が図られ、事業の円滑な推進も期待されている。

1 対象事業

条例の対象となる事業は、17種類の事業である。

具体的な事業の種類と規模は、表1-1のとおりである。

表1－1 対象事業

事 業 の 種 類	規 �模 要 件
1 道路 (1) 国道、県道、市町村道、農業用道路 (2) 大規模林道その他の林道	4車線以上延長7.5km以上 幅員6.5m以上延長15km以上
2 河川 (1) ダム、堰 (2) 放水路	湛水面積50ha以上 土地改変面積50ha以上
3 鉄道、軌道	線路の長さ5km以上
4 飛行場 (1) 陸上飛行場 (2) 陸上ヘリポート	すべて 滑走路の長さ30m以上
5 発電所 (1) 水力発電所 (2) 火力発電所	出力15,000kw以上 出力75,000kw以上
6 廃棄物処理施設 (1) ごみ焼却施設、産業廃棄物焼却施設 (2) し尿処理施設 (3) 最終処分場	処理能力50トン／日以上 処理能力300㎘／日以上 面積15ha以上
7 埋立て、干拓	面積25ha以上（干潟、藻場、自然海浜等15ha以上）
8 土地区画整理事業	面積75ha以上
9 工業団地造成事業	面積50ha以上
10 流通業務団地造成事業	面積50ha以上
11 宅地造成事業	面積50ha以上
12 農用地造成事業	面積100ha以上
13 レクリエーション施設 (1) ゴルフ場 (2) スキー場 (3) その他運動・レジャー施設	すべて 土地改変面積50ha以上 土地改変面積50ha以上
14 工場・事業場	最大排出ガス量10万m ³ /時以上又は平均排水量1万m ³ /日以上
15 下水道終末処理施設	予定処理区域人口10万人以上
16 土石採取	面積50ha以上
17 鉱物掘採	面積50ha以上